

10月22日は

衆議院議員総選挙

最高裁判所裁判官国民審査

の投票日です

投票は国政参加の第1歩。
大切な1票です。
忘れずに投票しましょう。

■問合せ

洞爺湖町選挙管理委員会<役場内> (☎ 74-3000)

同事務局洞爺支所<洞爺総合支所内> (☎ 82-5111)

今回の選挙は、小選挙区選

出議員選挙（北海道第9区）と比例代表選出議員選挙、最高裁判所裁判官国民審査の3つの投票になります。

小選挙区選出議員の選挙は、候補者名を書きます。比例代表選出議員の選挙は、政党名を書きます。国民審査は、罷免したい（辞めさせたい）裁判官に×印を書きます。

投票時間

7時から19時まで（一部の投票所は午後6時まで）
投票開始と終了1時間前にサイレンで通知します。

投票場所

投票所は、居住の地区によって異なります。投票入場券を確認するか選挙管理委員会に問合せください。

投票できる人

洞爺湖町の選挙人名簿に登録されている人です。

▽選挙人名簿の登録

今回の選挙人名簿に登録される人は、次のとおりです。

平成11年10月23日までに生まれた人で、平成29年7月9日までに住民基本台帳に登録されている人。
新住所の投票所で投票できません。

転入、転出、町内で異動した人

▽最近転入した人
平成29年7月9日までに転入した人は、洞爺湖町で投票できます。また、平成29年7月10日以降に転入した人は、前住所地で投票となります。

▽最近転出した人

平成29年7月9日以前に転出した人は、新住所地で投票となります。

▽最近町内で住所を移した人

平成29年9月29日までに新住所に異動届出をした人は、

投票入場券

投票所をお知らせする「投票入場券」のはがきは、10月10日から郵送する予定です。もし、手元に届かなかつたり、不明な点がありましたら選挙管理委員会に問合せください。

なお、選挙人名簿に登録されている場合は、はがきを紛失した場合でも投票することができます。

期日前投票または投票日当日、選挙人名簿に登録されている投票所の係員に申し出てください。

投票所への送迎車を運行します

投票所に向かう人を対象に、無料の送迎車を運行します。

「投票したいが交通手段がない」、「体が不自由で移動が大変」といった人は、ぜひご利用ください。

車両手配の都合から事前申込を基本とします。

運行経路や時間の詳細は、「投票所送迎車の運行のお知らせ」を広報の配布に合わせて、各戸にお配りしていますので、ご確認ください。



皆さんの投票所はこちらです

投票所一覧

投票区名	投票場所	投票区の区域	投票時間
第1投票区	洞爺湖町役場	虻田5区、青葉1区・2区	7時～19時
第2投票区	虻田ふれ合いセンター	虻田1区～4区、清水区	
第3投票区	あぶたコミュニティセンター	虻田7区・8区、入江1区・3区	
第4投票区	母と子の館	虻田6区、かっこう台区、入江4区、泉の一部(西山火口より本町側の区域)	
第5投票区	洞爺湖文化センター	洞爺湖温泉1区～5区・8区、月浦、泉の一部(西山火口より温泉側の区域)	7時～18時
第6投票区	洞爺総合センター	洞爺第1～6、緑沢、美沢東、美沢西、曙、洞仁会、財田、川東、岩屋	
第7投票区	なるか愛郷の家	成香、花和	
第8投票区	農業研修センターとれた	香川、大原、富丘	

投票区の区域が **変更** になっています

前回の選挙(平成28年参議院議員通常選挙)から泉の一部(西山火口より本町側の区域)の居住者は「母と子の館」に、花和の居住者は「なるか愛郷の家」に変更となっていますので、注意してください。

期日前投票

投票日当日に仕事や旅行などで投票所で投票できない人は、次の期間に期日前投票ができます。

① 洞爺湖町役場ロビー

■日 程 10月11日(水)～10月21日(土)

■時 間 8時30分～20時

② 洞爺総合支所会議室

■日 程 10月16日(月)～10月21日(土)

■時 間 9時～17時

開 票

■日 時 10月22日(日)20時から

■場 所 洞爺湖町役場3階防災研修ホール

不在者投票

病院や老人ホームなど入所されている人や旅行などで町外に滞在している人は、不在者投票ができますので、選挙管理委員会に問合せてください。

身体に重度の障害がある人で、次の表に該当する人は、郵便による不在者投票ができますので、選挙管理委員会に問合せってください。

郵便など投票対象者

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能	1級・2級
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸	1級・3級
	免疫・肝臓	1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹	特別項症～第2項症
	心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓	特別項症～第3項症
介護保険の被保険者証	要介護状態区分	要介護5

代理記載投票

左記の「郵便など投票対象者」のうち、自ら投票の記載をすることができない人の投票を、選挙権を有するほかの人が代理に記載する制度で次の人が対象者です。

障害などの区分	障害などの程度	
身体障害者手帳	上肢または視覚	1級
戦傷病者手帳	上肢または視覚	特別項症～第2項症